



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所
編集兼印刷発行人 神戸市長
発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	神戸市立児童センター条例施行規則の一部を改正する規則	こども家庭局こども青少年課	1
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西建設事務所	6
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 阪急沿線)	建設局道路管理課	8
告示	道路法による道路の区域変更(国道428号)	建設局道路管理課	9
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 生田中央線)	建設局道路管理課	10
告示	第59回ロードレース大会 委託業務	垂水区地域協働課	11
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(第二神明自治会ほか)	地域協働局地域活性課	12
告示	生活保護法等による指定介護機関の名称等の変更	福祉局くらし支援課	13
告示	生活保護法等による指定介護機関の事業の休止	福祉局くらし支援課	14
告示	生活保護法等による介護機関の指定	福祉局くらし支援課	15
告示	生活保護法等による指定医療機関の名称等の変更	福祉局くらし支援課	16
告示	生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	17
告示	生活保護法等による医療機関の指定	福祉局くらし支援課	18
告示	介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定	福祉局監査指導部	19
告示	介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の廃止	福祉局監査指導部	20
告示	介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の指定	福祉局監査指導部	21
告示	介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止	福祉局監査指導部	23
告示	介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定	福祉局監査指導部	24
告示	介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の廃止	福祉局監査指導部	25
告示	介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の指定	福祉局監査指導部	27
公告	建築基準法による建築協定の認可及び建築協定書の縦覧(ラビュー学園南小束台地区建築協定)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	30
公告	防災施設建築物の特定建築者の公募(神戸国際港都建設事業下三条町北地区防災街区整備事業)	都市局工務課	31
公告	神戸国際港都建設事業下三条町北地区防災街区整備事業の権利変換計画の決定	都市局工務課	32
水道局	神戸市水道局企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程	水道局経営企画課	33
水道局	神戸市水道局企業職員の給与に関する規程及び水道局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程	水道局経営企画課	39
交通局	神戸市交通局職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程	交通局経営企画課	55
教育委員会	令和7年10月26日(日)執行予定の神戸市長選挙及び神戸市議会議員補欠選挙(東灘区・北区)にかかる個人演説会場の公営施設設備の程度及び納付すべき費用の額等	教育委員会事務局総務課	62

神戸市立児童センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月1日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第26号

神戸市立児童センター条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市立児童センター条例施行規則（令和5年2月規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（使用料の減免） 第7条 〔略〕 2 駐車場の使用料に係る条例第11条に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除する。 (1) 児童センターの<u>利用者で次のいずれかに該当する者</u>が駐車場を使用したとき。駐車場の使用料相当額のうち<u>3時間</u>以下の部分について	（使用料の減免） 第7条 〔略〕 2 駐車場の使用料に係る条例第11条に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除する。 (1) 児童センター<u>及び神戸市児童相談所条例（昭和39年3月条例第70号）第1条第2項に定める神戸市こども家庭センターの施設の利用者</u>

ての減額(駐車場の使用料相当額が3時間以下の場合にあっては、免除)

が駐車場を使用したとき。駐車場の使用料相当額のうち2時間以下の部分についての減額(駐車場の使用料相当額が2時間以下の場合にあっては、免除)

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けている身体障害者手帳（以下単に「身体障害者手帳」という。）に身体上の障害の程度が1級から4級までである者として記載されている者であって神戸市に住所を有するものが自ら運転するとき。

イ 神戸市に住所を有する次に掲げる者が同乗する自動車であってその介護者が運転するとき。

（ア） 身体障害者手帳の交付を受けている者で当該身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額に係る記載が第1種身体障害者とされているもの

（イ） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で当該精神障害者保健福祉手帳に

記載された障害等級が1級の
もの

(ウ) 療育手帳の交付を受けてい
る者で当該療育手帳に記載さ
れた障害の程度がAのもの

(2) 神戸市児童相談所条例（昭和39
年3月条例第70号）第1条第2項に
定める神戸市こども家庭センター
の利用者が駐車場を使用したとき。
免除

(2) 前号に規定する場合において、
次のいずれかに該当する者が駐車
場を使用したとき。前号の規定に
かかわらず、駐車場の使用料相当額
のうち3時間以下の部分について
減額（駐車場の使用料相当額が3時
間以下の場合にあっては、免除）

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法
律第283号）第15条第4項の規定
により交付を受けている身体障
害者手帳（以下単に「身体障害者
手帳」という。）に身体上の障害
の程度が1級から4級までであ
る者として記載されている者で
あって神戸市に住所を有するも
のが自ら運転するとき。

イ 神戸市に住所を有する次に掲げ
る者が同乗する自動車であって
その介護者が運転するとき。

(ア) 身体障害者手帳の交付を受
けている者で当該身体障害者
手帳の旅客鉄道株式会社旅客
運賃減額に係る記載が第1種

(3) [略]

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。
市長がその都度定める額の減額又は免除

3 [略]

別表（第5条関係）

(1) [略]

(2) 駐車場の使用料

自動車の種類	使用料
普通自動車	1台30分につき 250円（特定日）
	1台30分につき 150円（特定日）

身体障害者とされているもの

(イ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で当該精神障害者保健福祉手帳に記載された障害等級が1級のもの

(ウ) 療育手帳の交付を受けている者で当該療育手帳に記載された障害の程度がAのもの

(3) [略]

3 [略]

別表（第5条関係）

(1) [略]

(2) 駐車場の使用料

自動車の種類	使用料
普通自動車	1台20分につき 100円

	を除く日)
備考 この表において「普通自動車」 とは、道路交通法（昭和35年法律第 105号）第3条に規定する普通自動 車をいう。<u>また、「特定日」とは、</u> <u>土曜日、日曜日、休日及び7月20日</u> <u>から8月31までの日をいう。</u>	備考 この表において「普通自動車」 とは、道路交通法（昭和35年法律第 105号）第3条に規定する普通自動 車をいう。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

神戸市告示第 319号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 58 年 4 月条例第 3 号）第 11 条第 2 項（同条例第 12 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 10 月 14 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所。自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数。撤去し、及び保管した年月日。並びに問い合わせ先。

別表のとおり

- 2 保管期間

この告示の日から 1 月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

- 3 返還事務を行う時間

西神保管所及び学園都市保管所

（ア） 火曜日・木曜日 午後 3 時から午後 7 時まで。

（イ） 土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで。

（ウ） 条例による撤去を実施したときは、撤去日を含め（日曜日、祝日を除く）連続 6 日間、
平日 午後 3 時から午後 7 時まで、土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで。

- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

- 5 その他

この告示の日から起算して 6 月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から 1 月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問 い 合 わ せ 先
西区高塚台6丁目 西神保管所 電話 992-3763	西神南駅周辺自転車等 放置禁止区域内	自転車 3 台	令和 7 年 9 月 18 日	西区玉津町今津字宮の西 333番地の1 建設局西建設事務所 電話 912-3750
	西神南駅前自転車駐車場内 長期放置	自転車 2 台	令和 7 年 9 月 18 日	
	西建設事務所管内自転車等 放置禁止区域外長期放置	自転車 3 台	令和 7 年 9 月 25 日	
西区学園西町3丁目2番地 学園都市保管所 電話 795-4618	学園都市駅前自転車駐車場内 長期放置	自転車 2 台	令和 7 年 9 月 11 日	
	伊川谷駅前自転車駐車場内 長期放置	自転車 2 台	令和 7 年 9 月 11 日	

神戸市告示第320号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和7年10月15日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年10月28日まで一般の縦覧に供する。

令和7年10月14日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	阪急沿線	神戸市灘区王子町2丁目1番1地先から	新	122.00	最大 18.90 最小 14.30
		神戸市灘区王子町2丁目1番3地先まで	旧	122.00	最大 15.90 最小 14.30

神戸市告示第321号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年10月28日まで一般の縦覧に供する。

令和7年10月14日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
国道	428号	神戸市北区山田町下谷上字 かんじや3番1地先から 神戸市北区山田町原野字舟 田37番1地先まで	新	840.00	最大 61.90 最小 13.50
			旧	840.00	最大 15.90 最小 7.40

神戸市告示第322号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和7年10月15日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年10月28日まで一般の縦覧に供する。

令和7年10月14日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	生田中央線	神戸市西区伊川谷町有瀬字 東高見1350番1地先から 神戸市西区伊川谷町有瀬字 東高見1350番1地先まで	新	42.70	最大 6.50 最小 6.00
			旧	42.70	最大 5.80 最小 5.10

神戸市告示第323号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条第2項の規定により、指定公金事務取扱者が決定したので、同法第243条第2項の2の規定により次のとおり告示する。

令和7年10月14日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 業務の名称
「第59回垂水区ロードレース大会」委託業務
- 2 指定公金事務取扱者
兵庫県小野市浄谷町 2923-2
株式会社チョッパー 代表取締役社長 青木 実雄
- 3 指定公金事務取扱者に委託した徴収・収納の事務に係る歳入
「第59回垂水区ロードレース大会」の参加料
- 4 指定年月日
令和7年10月6日
- 5 委託期間
令和7年10月14日～令和8年3月31日

令和7年10月14日 神戸市公報第3932号

神戸市告示第324号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、第二神明自治会、富士見が丘自治会、大沢自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年10月14日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

名称	第二神明自治会	富士見が丘自治会	大沢自治会
主たる事務所	神戸市西区南別府4丁目263番地の20	神戸市西区富士見が丘1丁目13番地の3	神戸市西区大沢2丁目6番地の21
代表者の氏名	山下 憂人	松本 主	藤原 一雄
代表者の住所	神戸市西区南別府4丁目263番地の79	神戸市西区富士見が丘3丁目1番地の13	神戸市西区大沢1丁目14番地の40

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 第二神明自治会

令和6年5月3日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	中本 輝男	山下 憂人
代表者の住所	神戸市西区南別府4丁目263番地の48	神戸市西区南別府4丁目263番地の79

(2) 富士見が丘自治会

令和7年4月27日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	森口 伸一	松本 主
代表者の住所	神戸市西区富士見が丘1丁目10番地の15	神戸市西区富士見が丘3丁目1番地の13

(3) 大沢自治会

令和5年4月8日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	藤田 一彰	尾崎 恵三
代表者の住所	神戸市西区大沢1丁目8番地の13	神戸市西区大沢1丁目9番地の19

令和7年4月12日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	尾崎 恵三	藤原 一雄
代表者の住所	神戸市西区大沢1丁目9番地の19	神戸市西区大沢1丁目14番地の40

神戸市告示第325号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年10月14日

神戸市長 久 元 喜 造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	変更年月日	サービス種類
ケアプランセンターたまつ	(新)神戸市西区玉津町小山180番地3 (旧)神戸市西区持子3丁目3	特定医療法人 誠仁会	明石市大久保町大窪字五反田2095番地の1	令和5年6月17日	居宅介護支援 (ケアプラン作成)
神戸須磨ケアセンターそよ風	神戸市須磨区高倉台6丁目14-22	株式会社SOYOKAZE	東京都港区南青山2丁目5番17号	令和7年9月1日	認知症対応型 共同生活介護 介護予防認知 症対応型共同 生活介護
訪問看護ステーションつむぎ	(新)神戸市灘区大石東町5丁目2番5号 (旧)神戸市灘区大石東町4丁目5番11号	株式会社ポジティブ	神戸市中央区熊内橋通六丁目1番17号	令和7年8月19日	訪問看護 介護 介護予防訪問看護

神戸市告示第326号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条 4 項の規定より、当該指定介護機関の事業を休止したとして届出があったので、生活保護法第 55 条の 2 の規定により告示する。

令和 7 年 10 月 14 日

神戸市長 久 元 喜 造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	休止年月日	サービス種類
きむら歯科クリニック	神戸市北区有野中町 1 丁目 1 1 - 1 0	木村 祐輔	神戸市北区藤原台北町 6 丁目 8 - 1 1	令和 7 年 6 月 1 日	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導

神戸市告示第327号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年10月14日

神戸市長 久 元 喜 造

当該指定にかかる介護事業所の名称	当該指定にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービス種類
SOMPOケア 神戸東垂水 訪問介護	神戸市垂水区 山手1丁目3 －21	SOMPOケア 株式会社 鷺見 隆充	東京都東品川 12番8号	令和7年9月 1日	訪問介護 訪問型サービス (独自)

神戸市告示第328号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 および中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支
援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、当該指定医療機関の名
称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 7 年 10 月 14 日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	変更年月日
訪問看護ステーションつむぎ	(新)神戸市灘区大石東町 5 丁目 2 - 5 (旧)神戸市灘区大石東町 4 丁目 5 - 1 1	令和 7 年 8 月 19 日

神戸市告示第329号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年10月14日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	廃止年月日
フラワーロード服部内科	神戸市中央区布引町3丁目1-7	令和6年10月8日
医療法人社団藍蒼会しもかどクリニック	神戸市垂水区平磯4丁目3-21	令和7年8月31日
医療法人社団藍蒼会しもかど腎透析クリニック	神戸市垂水区上高丸1丁目8-16	令和7年8月31日
薬局 薬カッチャン	神戸市長田区二葉町6丁目7番1号	令和7年7月31日
しかのこ薬局	神戸市東灘区深江北町2丁目7番5号	令和7年7月31日
松本内科・呼吸器クリニック	神戸市灘区篠原南町2丁目4番5号	令和7年8月6日
医療法人社団加藤歯科医院	神戸市兵庫区東山町1丁目12番地23	令和7年7月31日

令和7年10月14日 神戸市公報第3932号

神戸市告示第330号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年10月14日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	指定年月日
医療法人社団加藤歯科医院	神戸市兵庫区東山町1丁目1 2番地23	令和7年8月1日
しかのこ薬局	神戸市東灘区深江北町2丁目 7番5号	令和7年8月1日
松本内科・呼吸器クリニック	神戸市灘区篠原南町2丁目4 番5号	令和7年8月7日
かずまデンタルクリニック	神戸市須磨区須磨浦通4丁目 7番地8	令和7年9月1日
北須磨ファミリークリニック	神戸市須磨区多井畑字地獄谷 12番地2	令和7年9月1日
ウエルシア薬局 神戸山の街 店	神戸市北区山の街1番2号	令和7年9月1日
スズラン薬局	神戸市北区鈴蘭台北町5丁目 11-1	令和7年9月1日
神戸ハーバーランドあおぞら こどものクリニック	神戸市中央区東川崎町1-8 -1	令和7年9月1日
六甲なのはな眼科	神戸市灘区山田町3丁目1番 15号	令和7年9月1日
名村ホームデンタル	神戸市西区伊川谷町有瀬83 8番地4	令和7年9月1日
キリン堂薬局 西区持子店	神戸市西区持子2丁目93番 地	令和7年9月1日
訪問看護ステーション カイ	神戸市須磨区大田町7丁目3 番20号	令和7年6月1日
訪問看護ステーションくらげ	神戸市長田区御屋敷通1丁目 4番10号	令和7年8月1日

神戸市告示第331号

次の施設について、介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の許可をしたので、同法第104条の2第1号の規定により告示する。

令和7年10月14日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2850880143	介護老人保健施設 ハートフル多聞台	兵庫県神戸市垂水区多聞台4丁目12番9号	医療法人社団 純心会	香川県善通寺市中村町894番地1	令和7年9月1日	介護老人保健施設

神戸市告示第332号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示する。

令和7年10月14日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所名称	事業所所在地	申請者法人名	申請者所在地	廃止年月日	サービス種類
2875103414	一般社団法人みそのホーム	兵庫県神戸市中央区籠池通一丁目3番14号	一般社団法人みそのホーム	兵庫県神戸市中央区籠池通一丁目3番14号	令和7年8月31日	地域密着型通所介護
2890600410	アーチ・デイスサービス長田	兵庫県神戸市長田区東尻池町3丁目1-2	株式会社シーナ	兵庫県神戸市中央区中町通二丁目1番18号 JR神戸駅NKビル6階	令和7年8月31日	地域密着型通所介護

神戸市告示第333号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により告示する。

令和7年10月14日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2890600485	アクティリハ新長田	兵庫県神戸市長田区御屋敷通1丁目4-10 東急ドエル・アルス御屋敷通103号	合同会社サンリンク	兵庫県神戸市須磨区高倉台6丁目22番11号	令和7年9月1日	地域密着型通所介護
2890800762	小規模多機能型居宅介護事業所 ハートフル多聞台	兵庫県神戸市垂水区多聞台4丁目12番9号	医療法人社団 純心会	香川県善通寺市中村町894番地1	令和7年9月1日	介護予防小規模多機能型居宅介護
2890800762	小規模多機能型居宅介護事業所 ハートフル多聞台	兵庫県神戸市垂水区多聞台4丁目12番9号	医療法人社団 純心会	香川県善通寺市中村町894番地1	令和7年9月1日	小規模多機能型居宅介護
2890800770	グループホーム ハートフル多聞台	兵庫県神戸市垂水区多聞台4丁目12番9号	医療法人社団純心会	香川県善通寺市中村町894番地1	令和7年9月1日	介護予防認知症対応型共同生活介護

2890800770	グループホーム ハートフル多聞台	兵庫県神戸市垂水区多聞台4丁目12番9号	医療法人社団純心会	香川県善通寺市中村町894番地1	令和7年9月1日	認知症対応型共同生活介護
2895100200	一般社団法人みそのホーム	兵庫県神戸市中央区籠池通1丁目3番14号	一般社団法人みそのホーム	兵庫県神戸市中央区籠池通一丁目3番14号	令和7年9月1日	介護予防認知症対応型共同生活介護
2895100200	一般社団法人みそのホーム	兵庫県神戸市中央区籠池通1丁目3番14号	一般社団法人みそのホーム	兵庫県神戸市中央区籠池通一丁目3番14号	令和7年9月1日	認知症対応型共同生活介護

神戸市告示第334号

次の事業者について、介護保険法施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第2号の規定により告示する。

令和7年10月14日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所名称	事業所所在地	申請者法人名	申請者所在地	廃止年月日	サービス種類
2870702400	もみじ訪問看護ステーション	兵庫県神戸市須磨区磯馴町4丁目1の6	医療法人社団慈恵会	兵庫県神戸市須磨区磯馴町四丁目1番-6	令和7年8月1日	介護予防訪問サービス
2875103414	一般社団法人みそのホーム	兵庫県神戸市中央区籠池通一丁目3番14号	一般社団法人みそのホーム	兵庫県神戸市中央区籠池通一丁目3番14号	令和7年8月31日	介護予防通所サービス
2890600410	アーチ・デイスサービス長田	兵庫県神戸市長田区東尻池町3丁目1-2	株式会社シーナ	兵庫県神戸市中央区中町通二丁目1番18号 JR神戸駅NKビル6階	令和7年8月31日	介護予防通所サービス

神戸市告示第335号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の5第1項の事業者の指定をしたので、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第1号の規定により告示する。

令和7年10月14日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2890600485	アクティリハ新長田	兵庫県神戸市長田区御屋敷通1丁目4-10 東急ドエル・アルス御屋敷通103号	合同会社サンリンク	兵庫県神戸市須磨区高倉台6丁目22番11号	令和7年9月1日	介護予防通所サービス

神戸市告示第336号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第82条第2項並びに第115条の5第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条第2号及び第85条第2号並びに第115条の10第2号の規定により告示する。

令和7年10月14日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所名称	事業所所在地	申請者法人名	申請者所在地	廃止年月日	サービス種類
2870702400	もみじ訪問看護ステーション	兵庫県神戸市須磨区磯馴町4丁目1の6	医療法人社団慈恵会	兵庫県神戸市須磨区磯馴町四丁目1番-6	令和7年8月1日	訪問介護
2860790449	アーチ訪問看護ステーション神戸	兵庫県神戸市須磨区須磨本町1丁目1番46号 ウエスト天神101号室	株式会社アーチ在宅リハビリテーション研究所	大阪府豊中市長興寺北三丁目6番46号	令和7年8月31日	介護予防訪問看護
2860790449	アーチ訪問看護ステーション神戸	兵庫県神戸市須磨区須磨本町1丁目1番46号 ウエスト天神101号室	株式会社アーチ在宅リハビリテーション研究所	大阪府豊中市長興寺北三丁目6番46号	令和7年8月31日	訪問看護
2865190538	ふたば訪問看護ステーション	兵庫県神戸市中央区熊内橋通1丁目9番12号	医療法人双葉会	兵庫県明石市大久保町西島434番地の5	令和7年8月31日	介護予防訪問看護

2865190538	ふたば訪問 看護ステー ション	兵庫県神戸 市中央区熊 内橋通1丁 目9番12 号	医療法人双 葉会	兵庫県明石 市大久保町 西島434番 地の5	令和7年8 月31日	訪問看護
2865290254	訪問看護ス テーション 詩音	兵庫県神戸 市西区神出 町広谷 378-107	合同会社ふ じ	兵庫県神戸 市西区神出 町広谷 378-107	令和7年8 月31日	介護予防訪 問看護
2865290254	訪問看護ス テーション 詩音	兵庫県神戸 市西区神出 町広谷 378-107	合同会社ふ じ	兵庫県神戸 市西区神出 町広谷 378-107	令和7年8 月31日	訪問看護
2870200256	エース・ワ ン株式会社	兵庫県神戸 市灘区桜口 町2丁目3 番11号	エース・ワ ン株式会社	兵庫県神戸 市灘区桜口 町2丁目3 番11号	令和7年8 月31日	介護予防福 祉用具貸与
2870200256	エース・ワ ン株式会社	兵庫県神戸 市灘区桜口 町2丁目3 番11号	エース・ワ ン株式会社	兵庫県神戸 市灘区桜口 町2丁目3 番11号	令和7年8 月31日	特定介護予 防福祉用具 販売
2870200256	エース・ワ ン株式会社	兵庫県神戸 市灘区桜口 町2丁目3 番11号	エース・ワ ン株式会社	兵庫県神戸 市灘区桜口 町2丁目3 番11号	令和7年8 月31日	特定福祉用 具販売
2870200256	エース・ワ ン株式会社	兵庫県神戸 市灘区桜口 町2丁目3 番11号	エース・ワ ン株式会社	兵庫県神戸 市灘区桜口 町2丁目3 番11号	令和7年8 月31日	福祉用具貸 与

神戸市告示第337号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文及び第53条第1項本文並びに第46条第1項本文及び第58条第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条及び第115条の10並びに第85条及び第115条の30の規定により告示する。

令和7年10月14日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2850880143	介護老人保健施設 ハートフル多聞台	兵庫県神戸市垂水区多聞台4丁目12番9号	医療法人社団 純心会	香川県善通寺市中村町894番地1	令和7年9月1日	介護予防短期入所療養介護
2850880143	介護老人保健施設 ハートフル多聞台	兵庫県神戸市垂水区多聞台4丁目12番9号	医療法人社団 純心会	香川県善通寺市中村町894番地1	令和7年9月1日	介護予防通所リハビリテーション
2850880143	介護老人保健施設 ハートフル多聞台	兵庫県神戸市垂水区多聞台4丁目12番9号	医療法人社団 純心会	香川県善通寺市中村町894番地1	令和7年9月1日	介護予防訪問リハビリテーション
2850880143	介護老人保健施設 ハートフル多聞台	兵庫県神戸市垂水区多聞台4丁目12番9号	医療法人社団 純心会	香川県善通寺市中村町894番地1	令和7年9月1日	短期入所療養介護
2850880143	介護老人保健施設 ハートフル多聞台	兵庫県神戸市垂水区多聞台4丁目12番9号	医療法人社団 純心会	香川県善通寺市中村町894番地1	令和7年9月1日	通所リハビリテーション

令和7年10月14日 神戸市公報第3932号

2850880143	介護老人保健施設 ハートフル多聞台	兵庫県神戸市垂水区多聞台4丁目12番9号	医療法人社団 純心会	香川県善通寺市中村町894番地1	令和7年9月1日	訪問リハビリテーション
2860890629	ふるさと訪問看護ステーション	兵庫県神戸市垂水区青山台4-7-14	社会福祉法人絆福祉会	兵庫県神戸市垂水区塩屋町6-38-8	令和7年9月1日	介護予防訪問看護
2860890629	ふるさと訪問看護ステーション	兵庫県神戸市垂水区青山台4-7-14	社会福祉法人絆福祉会	兵庫県神戸市垂水区塩屋町6-38-8	令和7年9月1日	訪問看護
2860890637	訪問看護ステーション えがお	兵庫県神戸市垂水区塩屋町3丁目12-44号	合同会社訪問看護ステーション えがお	兵庫県神戸市垂水区塩屋町3丁目12番44号	令和7年9月1日	介護予防訪問看護
2860890637	訪問看護ステーション えがお	兵庫県神戸市垂水区塩屋町3丁目12-44号	合同会社訪問看護ステーション えがお	兵庫県神戸市垂水区塩屋町3丁目12番44号	令和7年9月1日	訪問看護
2870104037	ケアエイドスイッチオン神戸御影	兵庫県神戸市東灘区御影本町8-1-8	株式会社スイッチオンサービス	兵庫県伊丹市鴻池3丁目16-10	令和7年9月1日	介護予防福祉用具貸与
2870104037	ケアエイドスイッチオン神戸御影	兵庫県神戸市東灘区御影本町8-1-8	株式会社スイッチオンサービス	兵庫県伊丹市鴻池3丁目16-10	令和7年9月1日	特定介護予防福祉用具販売

2870104037	ケアエイド スイッチオン神戸御影	兵庫県神戸 市東灘区御 影本町8- 1-8	株式会社ス イッチオン サービス	兵庫県伊丹 市鴻池3丁 目16-10	令和7年9 月1日	特定福祉用 具販売
2870104037	ケアエイド スイッチオン神戸御影	兵庫県神戸 市東灘区御 影本町8- 1-8	株式会社ス イッチオン サービス	兵庫県伊丹 市鴻池3丁 目16-10	令和7年9 月1日	福祉用具貸 与
2870203342	すまあとリ ハケア・プ ランセンタ ー灘	兵庫県神戸 市灘区岩屋 中町2-1- 4 マヤノ スビル301	株式会社神 戸在宅リハ ビリテーシ ョン事業団	兵庫県神戸 市須磨区多 井畑東町 17-8	令和7年9 月1日	介護予防支 援
2870203342	すまあとリ ハケア・プ ランセンタ ー灘	兵庫県神戸 市灘区岩屋 中町2-1- 4 マヤノ スビル301	株式会社神 戸在宅リハ ビリテーシ ョン事業団	兵庫県神戸 市須磨区多 井畑東町 17-8	令和7年9 月1日	居宅介護支 援
2875004471	居宅介護支 援事業所い ろどり	兵庫県神戸 市北区小倉 台一丁目1 番1号	合同会社彩	兵庫県神戸 市北区小倉 台一丁目1 番1号	令和7年9 月1日	介護予防支 援
2875004471	居宅介護支 援事業所い ろどり	兵庫県神戸 市北区小倉 台一丁目1 番1号	合同会社彩	兵庫県神戸 市北区小倉 台一丁目1 番1号	令和7年9 月1日	居宅介護支 援

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定により次の建築協定を認可したので、同条第2項の規定により公告します。

この建築協定に係わる建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、一般の縦覧に供します。

令和7年10月3日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 建築協定の名称
ラビュー学園南小束台地区建築協定
- 2 建築協定区域の位置
神戸市垂水区小束台868番地1041 他

神戸市公告

神戸国際港都建設事業下三条町北地区防災街区整備事業の権利変換計画の認可を受けたので、
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第219条第1項
の規定により、次のとおり公告します。

令和7年10月14日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

1 防災街区整備事業の名称

神戸国際港都建設事業下三条町北地区防災街区整備事業

2 施行者の名称

神戸市

代表者 神戸市長 久元 喜造

3 事務所の所在地

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 三宮国際ビル8階

神戸市都市局工務課

4 権利変換計画に係る施行地区の名称

神戸市兵庫区下三条町の一部

5 権利変換期日

令和7年11月13日

6 権利変換計画の認可を受けた年月日

令和7年10月2日

神戸市公告

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第236条第1項の規定に基づき、神戸市国際港都建設事業下三条町北地区防災街区整備事業の防災施設建築物の特定建築者の公募を次のとおり行います。

令和7年10月14日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

1 防災施設建築物の建築場所

神戸市兵庫区下三条町の一部

2 特定防災施設建築物の概要

敷地面積 約 4,630 平方メートル

主要用途 共同住宅、商業業務施設

3 特定建築者の行う業務

防災施設建築物の建築等

4 応募要件

募集要項に記載のとおり

5 募集要項の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

令和7年10月14日から令和7年10月22日17時まで

(2) 配布場所及び問合せ先

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 三宮国際ビル8階

神戸市都市局工務課（電話番号 078-595-6765）

6 応募期間及び応募方法

(1) 応募期間

令和7年10月14日から令和7年10月22日17時まで

(2) 応募方法

事前連絡のうえ持参（電話番号 078-595-6765）

(3) 提出先

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 三宮国際ビル8階

神戸市都市局工務課

7 その他

募集要項は神戸市都市局のホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a29387/shise/kekaku/jutakutoshikyoku/shimosanjo/shimosanjo.html>

神戸市水道局企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年10月1日

神戸市水道事業管理者 藤 原 政 幸

神戸市水道管理規程第2号

神戸市水道局企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程

神戸市水道局企業職員の育児休業等に関する規程（平成4年4月水道管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（勤務日の日数を考慮して任命権者が定める非常勤職員） 第2条の2 [略] 2 条例第15条第2号の任命権者が定める非常勤職員は、次に掲げる者とする。 (1) 1週間の勤務日数が<u>3日以上であるもの</u> (2) 週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年	（勤務日の日数を考慮して任命権者が定める非常勤職員） 第2条の2 [略] 2 条例第15条第2号の任命権者が定める非常勤職員は、次に掲げる者とする。 (1) 1週間の勤務日数が<u>3日以上であり、かつ1日の勤務時間が6時間以上であるもの</u> (2) 週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年

間の勤務日数が121日以上である
もの

(第1号部分休業の承認)

第10条 育児休業法第19条第2項第1
号に掲げる範囲内で請求する同条第
1項に規定する部分休業(以下「第1
号部分休業」という。)の承認は、15
分を単位として行うものとする。

2 育児時間又は水道局職員の勤務時
間、休日及び休暇に関する規程(昭和
33年3月水道管理規程第12号)第16
条の8第1項に規定する介護時間
(非常勤職員(地方公務員法第22条
の4第1項の規定により採用された
職員及び地方公共団体の一般職の任
期付職員の採用に関する法律(平成
14年法律第48号)第5条の規定によ

間の勤務日数が121日以上であり、
かつ1日の勤務時間が6時間以上
であるもの

(部分休業)

第10条 管理者は、職員(水道局職員の
勤務時間、休日及び休暇に関する規
程(昭和33年3月水道管理規程第12
号。以下「勤務時間規程」という。)
第1条に規定する育児短時間勤務職
員を除く。)が請求した場合におい
て、業務の運営に支障がないと認め
るときは、この規程の定めるところ
により、当該職員がその小学校就学
の始期に達するまでの子を養育する
ため1日の勤務時間の一部(2時間
を超えない範囲内の時間に限る。)に
ついて勤務しないこと(以下「部分休
業」という。)を承認することができる。

2 部分休業の承認は、正規の勤務時
間の始め又は終わりにおいて、15分
を単位として行うものとする。

り採用された職員を除く。以下この条において同じ。) にあっては、水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和2年3月水道管理規程第25号）第23条に規定する介護時間。次項において単に「介護時間」という。）の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない非常勤職員にあっては、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えず、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

3 育児時間又は勤務時間規程第16条の8第1項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

4 育児休業法第5条及び第16条並びに条例第5条の規定は、部分休業に

(第2号部分休業の承認)

第10条の2 育児休業法第19条第2項
第2号に掲げる範囲内で請求する同
条第1項に規定する部分休業（以下
「第2号部分休業」という。）の承認
は、1時間を単位として行うものと
する。ただし、次の各号に掲げる場合
にあっては、それぞれ当該各号に定
める時間数の第2号部分休業を承認
することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務
時間に分を単位とした時間がある
場合であって、当該勤務時間の全
てについて承認の請求があったと
き 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1
時間未満の端数がある場合であっ
て、当該残時間数の全てについて
承認の請求があったとき 当該残
時間数

(部分休業の承認の請求等)

第11条 部分休業の承認の請求は、次
の各号に掲げる場合の区分に応じ、
当該各号に定める事項を記載した請
求書により行うものとする。

(1) 第1号部分休業を請求する場合
第1号部分休業の請求に係る次に

ついて準用する。

(部分休業の承認の請求)

第11条 部分休業の承認の請求は、次
に掲げる事項を記載した請求書によ
り行うものとする。

(1) 第2条第1項第1号及び第2号
までに掲げる事項

掲げる事項

ア 第2条第1項第1号及び第2号に掲げる事項

イ 第1号部分休業に係る期間及び時間

(2) 第2号部分休業を請求する場合
第2号部分休業の請求に係る次に掲げる事項

ア 第2条第1項第1号及び第2号に掲げる事項

イ その1年に承認の請求をすることができる第2号部分休業の時間数

ウ 第2号部分休業をしようとする期間、残時間数及び請求年月日

2 育児休業法第19条第2項の規定による申出（以下「第2項申出」という。）は、次に掲げる事項を記載した申出書により行うものとする。

(1) 第2条第1項第1号及び第2号に掲げる事項

(2) 第2項申出年月日及び第2項申出の内容

3 育児休業法第19条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）は、次に掲げる事項を記載

(2) 部分休業をしようとする期間及び時間

<u>した申出書により行うものとする。</u> <u>(1) 第2条第1項第1号及び第2号</u> <u>に掲げる事項</u> <u>(2) 第3項変更年月日及び第3項変</u> <u>更が必要な事情</u> <u>4 [略]</u> <u>5 管理者は、第2項申出時に予測す</u> <u>ることができなかった事実が生じた</u> <u>ことにより第3項変更をしなければ</u> <u>条例第16条の5に規定する子の養育</u> <u>に著しい支障が生じるか否かを判断</u> <u>するため必要があると認めるとき</u> <u>は、第3項変更をしようとする職員</u> <u>に対して証明書類の提出を求めるこ</u> <u>とができる。</u> (部分休業の承認の失効等に伴う届 出) 第12条 第4条<u>(第4号を除く。)</u>の規 定は、部分休業について準用する。	<u>2 [略]</u> (部分休業の承認の失効等に伴う届 出) 第12条 第4条の規定は、部分休業に ついて準用する。
---	---

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

神戸市水道局企業職員の給与に関する規程及び水道局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年10月1日

神戸市水道事業管理者 藤 原 政 幸

神戸市水道管理規程第3号

神戸市水道局企業職員の給与に関する規程及び水道局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程
(神戸市水道局企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 神戸市水道局企業職員の給与に関する規程(昭和31年11月水道管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(給与の減額)	(給与の減額)
第19条 次条に規定する場合及び勤務時間規程第5条第1項に規定する職員の休日である場合及び休暇(同規程第16条の7に規定する介護休暇(以下「介護休暇」という。))、同規程第16条の8に規定する介護時間(以下「介護時間」という。)及び同規程第16条の6に規定する育児部分	第19条 次条に規定する場合及び勤務時間規程第5条第1項に規定する職員の休日である場合及び休暇(同規程第16条の7に規定する介護休暇(以下「介護休暇」という。))、同規程第16条の8に規定する介護時間(以下「介護時間」という。)及び同規程第16条の6に規定する育児部分

休暇（以下「育児部分休暇」という。）を除く。）による場合のほか、勤務を要するときにおいて勤務しないとき（神戸市水道局企業職員の育児休業等に関する規程（平成4年4月神戸市水道管理規程第3号）第10条に規定する第1号部分休業及び同規程第10条の2に規定する第2号部分休業（以下「部分休業」という。）の承認、神戸市水道局企業職員の高齢者部分休業に関する規程（平成29年10月水道管理規程第3号）第1条に規定する高齢者部分休業（以下「高齢者部分休業」という。）の承認、勤務時間規程第17条第1項に規定する介護休暇及び介護時間の承認（以下「介護休暇及び介護時間の承認」という。）並びに勤務時間規程第16条の6に規定する育児部分休暇の承認（以下「育児部分休暇の承認」という。）を受けたときを含む。）は、すべて給与を減額する。

2～6 [略]

（給与減額の特例）

第20条 条例第13条の「その他その勤務しないことにつき管理者の承認（部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育

休暇（以下「育児部分休暇」という。）を除く。）による場合のほか、勤務を要するときにおいて勤務しないとき（神戸市水道局企業職員の育児休業等に関する規程（平成4年4月神戸市水道管理規程第3号）第11条第2項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）の承認、神戸水道局企業職員の高齢者部分休業に関する規程（平成29年10月水道管理規程第3号）第1条に規定する高齢者部分休業（以下「高齢者部分休業」という。）の承認、勤務時間規程第17条第1項に規定する介護休暇及び介護時間の承認（以下「介護休暇及び介護時間の承認」という。）並びに勤務時間規程第16条の6に規定する育児部分休暇の承認（以下「育児部分休暇の承認」という。）を受けたときを含む。）は、すべて給与を減額する。

2～6 [略]

（給与減額の特例）

第20条 条例第13条の「その他その勤務しないことにつき管理者の承認（部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育

するため1日の勤務時間の<u>全部又は一部について勤務しないことをいう。</u>))の承認、地方公務員法第26条の3第1項の高齢者部分休業に相当する休業の承認、介護休暇の承認及び介護時間の承認を除く。)があつた場合」とは、勤務時間規程第3条第2項に規定する育児時間のほか、次の各号（<u>神戸市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成22年3月条例第27号）</u>第2条、第3条又は第4条の規定に基づき採用された職員及び育児休業法第6条第1項第1号の規定に基づき採用された職員については、第2号を除く。）に定める基準によつて管理者が、勤務しないことについて承認を与えた時間又は日をいう。 (1)、(2) [略]	するため1日の勤務時間の<u>一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。</u>))の承認、地方公務員法第26条の3第1項の高齢者部分休業に相当する休業の承認、介護休暇の承認及び介護時間の承認を除く。)があつた場合」とは、勤務時間規程第3条第3項に規定する育児時間のほか、次の各号（<u>任期付条例第2条、第3条又は第4条の規定に基づき採用された職員及び育児休業法第6条第1項第1号の規定に基づき採用された職員については、第2号を除く。</u>）に定める基準によつて管理者が、勤務しないことについて承認を与えた時間又は日をいう。 (1)、(2) [略]
---	---

（水道局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部改正）

第2条 水道局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程（昭和33年3月水道管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(職員の申告に基づく勤務時間の割振り) 第2条の5 管理者は、次に掲げる職員（育児短時間勤務職員等を除く。）について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、申告を考慮して、第2条の2第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同条及び第2条第2項の規定にかかわらず、申告を経て、単位期間ごとの期間につき第2条の2第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき第2条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。 (1) 小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が	(職員の申告に基づく勤務時間の割振り) 第2条の5 管理者は、次に掲げる職員（育児短時間勤務職員等を除く。）について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、申告を考慮して、第2条の2第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同条及び第2条第2項の規定にかかわらず、申告を経て、単位期間ごとの期間につき第2条の2第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき第2条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。 (1) 小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が

裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護する者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び同法第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童を含む。以下この号、第3条第2項、第12条の4、第16条の4及び第19条の2第2項において同じ。)若しくは小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部に就学している子を養育する職員又は配偶者等(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他管理者の定める者をいう。)であって、負傷、疾病若しく

裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護する者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び同法第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童を含む。以下この号、第3条第3項、第12条の4及び第16条の4において同じ。)若しくは小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部に就学している子を養育する職員又は配偶者等(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他管理者の定める者をいう。)であって、負傷、疾病若しくは老齢により2週間以上

は老齢により2週間以上の期間に わたり日常生活を営むのに支障が あるものを介護する職員 (2)～(4) [略] 2～7 [略] (休暇) 第6条 [略] 2 休暇は、1日を単位として与える。 ただし、次に掲げる休暇については、 それぞれ当該各号に定める日、時間 又は分を単位として与えることがで きる。 (1)～(3) [略] <u>(4) [略]</u> 3、4 [略] <u>5 第2項の規定に関わらず、特別休 暇のうち育児部分休暇の単位につい ては第16条の6に定める単位として 与える。</u> <u>6 [略]</u> (病気休暇) 第8条の2 [略] 2 病気休暇の期間は、90日(第2条の 2第1項に規定する週休日及び第5 条第1項に規定する職員の休日を含	の期間にわたり日常生活を営むの に支障があるものを介護する職員 (2)～(4) [略] 2～7 [略] (休暇) 第6条 [略] 2 休暇は、1日を単位として与える。 ただし、次に掲げる休暇については、 それぞれ当該各号に定める日、時間 又は分を単位として与えることがで きる。 (1)～(3) [略] <u>(4) 特別休暇のうち育児部分休暇 15分</u> <u>(5) [略]</u> 3、4 [略] <u>5 [略]</u> (病気休暇) 第8条の2 [略] 2 病気休暇の期間は、90日(第2条の 2第1項に規定する週休日及び第5 条第1項に規定する職員の休日を含
---	---

む。)の範囲内で、医師の証明等に基づき最小限度必要と認める期間とする。ただし、使用した病気休暇の末日から6箇月(休職の期間、育児休業の期間、育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しない日、育児部分休暇の取得により1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しない日、1日を単位とする介護休暇の期間、停職の期間、自己啓発等休業の期間、配偶者同行休業の期間及び高齢者部分休業の承認を受けて1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しない日を除く。)以内に再び病気休暇を使用する場合には、前の病気休暇の期間を通算する。

(忌服休暇)

第14条 職員が親族(第2条の5第1項第1号において子に含まれるものとされる者を含む。)の喪にあったときは、次の区分により忌服休暇を与える。

- (1) 配偶者及び婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係として管理者が認める関係にある者(「配偶者等」という。

む。)の範囲内で、医師の証明等に基づき最小限度必要と認める期間とする。ただし、使用した病気休暇の末日から6箇月(休職の期間、育児休業の期間、1日を単位とする介護休暇の期間、停職の期間、自己啓発等休業の期間、配偶者同行休業の期間及び高齢者部分休業の承認を受けて1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しない日を除く。)以内に再び病気休暇を使用する場合には、前の病気休暇の期間を通算する。

(忌服休暇)

第14条 職員が親族(第2条の5第1項第1号において子に含まれるものとされる者を含む。)の喪にあったときは、次の区分により忌服休暇を与える。

- (1) 配偶者及び婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係として管理者が認める関係にある者(以下「配偶者等」とい

第19条の3第1項を除き、以下同じ。）並びに1親等の血族 7日間

(2)～(4) [略]

2～6 [略]

(育児部分休暇)

第16条の6 職員（育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員を除く。）が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が満6歳に達する日後の最初の4月1日から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子（以下この項において単に「子」という。）及び職員の配偶者の子をいう。）を養育するため、1日の勤務時間の全部又は一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合、育児部分休暇を与える。

う。）並びに1親等の血族 7日間

(2)～(4) [略]

2～6 [略]

(育児部分休暇)

第16条の6 職員（育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員を除く。）が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が満6歳に達する日後の最初の4月1日から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子及び職員の配偶者の子をいう。）を養育するため、1日の勤務時間の一部（2時間（神戸市水道局企業職員の育児休業等に関する規程（平成4年4月水道管理規定第3号。以下「育休規程」という。）第10条の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合、育児部分休暇を与える。

2 前項の規定による育児部分休暇の請求をしようとする職員は、神戸市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月条例第71号。以下「育休条例」という。）第16条の3で定める1年の期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間における育児部分休暇を請求するかを管理者に申し出るものとする。ただし、育児休業法第19条第2項の規定により同項第1号に掲げる範囲内で同条第1項に規定する部分休業（以下単に「部分休業」という。）を請求することを申し出た職員は第1号に掲げる範囲内、同条第2項の規定により同項第2号に掲げる範囲内で部分休業を請求することを申し出た職員は第2号に掲げる範囲内で当該期間における育児部分休暇の承認を管理者に申し出たものとみなす。

- (1) 1日につき2時間（神戸市水道局企業職員の育児休業等に関する規程（平成4年4月水道管理規程第3号。以下「育休規程」という。）第10条の1の規定による第1号部分休業（以下単に「第1号部分休業」という。）の承認を受けて勤務

2 育児部分休暇は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、15分を単位として与える。

しない時間がある日については、
当該2時間から第1号部分休業の
承認を受けて勤務しない時間を減
じた時間）を超えない範囲内

(2) 1年につき77時間30分（非常勤
職員（常時勤務することを要しな
い職員をいう。以下同じ。）につい
ては、当該非常勤職員の勤務日1
日当たりの勤務時間に10を乗じて
得た時間。以下同じ。）（育休条例
第16条の3に規定する1年の期間
内において、育休規程第10条の2
の規定による第2号部分休業（以
下单に「第2号部分休業」という。）
の承認を受けて勤務しない時間が
ある場合については、77時間30分
から第2号部分休業の承認を受け
て勤務しない時間を減じた時間）
を超えない範囲内

3 前項の規定による申出をした職員
（育児休業法第19条第2項の規定に
よる申出を前項の規定による申出と
みなす場合を除く。）は、育休条例第
16条の5で定める特別の事情がある
場合に限り、当該申出の内容を変更
することができる。

4 育児休業法第19条第3項の規定に
より同条第2項の規定による申出の

内容を変更した職員は、前項の規定による変更をしたものとみなす。

5 第2項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（第3項又は前項の規定による変更をした場合にあっては、その変更後のもの）において、育児部分休暇の請求をすることができる。

6 第2項第1号に掲げる範囲内で請求する育児部分休暇（以下「第1号育児部分休暇」という。）は、15分を単位として与える。

7 第2項第2号に掲げる範囲内で請求する育児部分休暇（以下「第2号育児部分休暇」という。）は、1時間を単位として与える。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号育児部分休暇を与えることができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号育児部分休暇の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当

該残時間数

8 その他、育児部分休暇の承認等に関しては育休規程第10条、第10条の2及び育休条例第16条の3から第17条の規定を準用する。

(介護時間)

第16条の8 [略]

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において、1日を通じ2時間（第1号部分休業又は第1号育児部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業又は当該育児部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

(仕事と育児及び介護との両立支援制度の利用に関する措置)

第19条 管理者は、職員の仕事と育児及び介護との両立を支援するため、次条から第19条の4に定めるところにより、仕事と育児及び介護との両立支援制度の利用に関する措置を講じるものとする。

(妊娠、出産等についての申出をし

3 その他、育児部分休暇の承認等に関しては育休規程第10条の規定を準用する。

(介護時間)

第16条の8 [略]

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（育休規程第11条第1項の規定による部分休業又は第16条の6の規定による育児部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業又は当該育児部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

た職員等に対する意向確認等)

第19条の2 管理者は、育休条例第18条第1項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 育休条例第18条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 管理者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、対象職員の子が1歳11か月に達する日の

翌々日から2歳11か月に達する日の
翌日までの1年間の期間内に、次に
掲げる措置を講じるものとする。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立
に資する制度又は措置（次号にお
いて「育児期両立支援制度等」とい
う。）その他の事項を知らせるため
の措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等
に係る対象職員の意向を確認する
ための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の
心身の状況又は育児に関する対象
職員の家庭の状況に起因して発生
し、又は発生することが予想され
る職業生活と家庭生活との両立の
支障となる事情の改善に資する事
項に係る対象職員の意向を確認す
るための措置

3 管理者は、第1項第3号又は前項
第3号の規定により意向を確認した
事項の取扱いに当たっては、当該意
向に配慮するものとする。

（配偶者等が介護を必要とする状況
に至った職員に対する意向確認等）

第19条の3 管理者は、職員が配偶者
等（配偶者、父母、子、配偶者の父母
その他第16条の7第1項で定める者

をいう。)が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じるものとする。

2 管理者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせるものとする。

（勤務環境の整備に関する措置）

第19条の4 管理者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

（施行の細目）

第20条 [略]

（施行の細目）

第19条 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この管理規程は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の水道局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程第16条の6第2項第2号の規定の適用については、同条第2号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、「10」とあるのは「5」とする。

神戸市交通局職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年10月1日

神戸市交通局事業管理者 城 南 雅 一

神戸市交通管理規程第10号

神戸市交通局職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程

神戸市交通局職員の育児休業等に関する規程（平成4年4月交通管理規定第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規程の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（勤務日の日数を考慮して任命権者が定める非常勤職員）	（勤務日の日数を考慮して任命権者が定める非常勤職員）
第2条の2 <u>条例第2条第5号ア(イ)</u> の任命権者が定める非常勤職員は、次に掲げる者とする。	第2条の2 <u>条例第2条第4号ア(ウ)</u> の任命権者が定める非常勤職員は、次に掲げる者とする。
(1)～(2) [略]	(1)～(2) [略]
2 条例第15条第2号の任命権者が定める非常勤職員は、次に掲げる者とする。	2 条例第15条第2号 <u>イ</u> の任命権者が定める非常勤職員は、次に掲げる者とする。
(1) 1週間の勤務日数が3日以上 <u>で</u> <u>あるもの</u>	(1) 1週間の勤務日数が3日以上 <u>あり、かつ1日の勤務時間が6時間以</u>

(2) 週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日数が121日以上であるもの

(部分休業)

第5条の2 管理者は、職員が請求した場合において、業務の運営に支障がないと認めるときは、この規程の定めるところにより、当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないこと(以下「部分休業」という。)を承認することができる。

2 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は、15分を単位として行うものとする。

3 育児時間又は交通局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程(昭和29年11月交規程第14号)第20条の2第1項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く)に対する第1号部分休業の承認に

上であるもの

(2) 週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日数が121日以上であり、かつ1日の勤務時間が6時間以上であるもの

(部分休業)

第5条の2 管理者は、職員(次条に掲げる職員を除く。)が請求した場合において、業務の運営に支障がないと認めるときは、この規程の定めるところにより、当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る)について勤務しないこと(以下「部分休業」という。)を承認することができる。

2 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、15分を単位として行うものとする。

3 育児時間又は交通局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程(昭和29年11月交規程第14号)第20条の2第1項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から

ついては、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

4 非常勤職員に対する第1号部分休業

業の承認については、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内(育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない非常勤職員にあっては、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えず、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。

5 育児休業法第19条第2項第2号に

掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある

場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の要求があったとき
当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1
時間未満の端数がある場合であっ
て、当該残時間数の全てについて
承認の請求があったとき当該残時
間数

6 育児休業法第19条第2項の条例で
定める1年の期間は、毎年4月1日か
ら翌年3月31日までとする。

7 育児休業法第19条第2項第2号の
人事院規則で定める時間を基準とし
て定める時間は、次の各号に掲げる職
員の区分に応じ、当該各号に定める時
間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間
30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の
勤務日1日当たりの勤務時間数に
10を乗じて得た時間

8 育児休業法第19条第3項の特別の
事情は、配偶者が負傷又は疾病により
入院したこと、配偶者と別居したこ
と、その他の同条第2項の規定による
申出時に予測することができなかつ
た事実が生じたことにより同条第3
項の規定による変更（以下「第3項変

更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると交通事業管理者が認める事情とする。

9 育児休業法第19条第6項において準用する同法第5条第2項の事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(部分休業の承認の請求等)

第10条 部分休業の承認の請求は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した請求書により行うものとする。

(1) 第1号部分休業を請求する場合第1号部分休業の請求に係る次に掲げる事項

ア 第2条第1項第1号及び第2号に掲げる事項

イ 第1号部分休業に係る期間及び時間

(2) 第2号部分休業を請求する場合第2号部分休業の請求に係る次に掲げる事項

ア 第2条第1項第1号及び第2号に掲げる事項

イ その1年に承認の請求をすることができる第2号部分休業の時間数

4 育児休業法第5条及び第16条並びに条例第5条の規定は、部分休業について準用する。

(部分休業の承認の請求)

第10条 部分休業の承認の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書により行うものとする。

(1) 第2条第1項第1号及び第2号に掲げる事項

(2) 部分休業をしようとする期間及び時間

ウ 第2号部分休業をしようとする期間、残時間数及び請求年月日

2 育児休業法第19条第2項の規定による申出(以下「第2項申出」という。)は、次に掲げる事項を記載した申出書により行うものとする。

(1) 第2条第1項第1号及び第2号に掲げる事項

(2) 第2項申出年月日及び第2項申出の内容

3 育児休業法第19条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)は、次に掲げる事項を記載した申出書により行うものとする。

(1) 第2条第1項第1号及び第2号に掲げる事項

(2) 第3項変更年月日及び第3項変更が必要な事情

4 [略]

2 [略]

5 任命権者は、第2項申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより第3項変更をしなければ条例第16条の5に規定する子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認めるときは、第3項変更をしようとする職員に対して証明書類の提出を求めることが

<u>できる。</u> （部分休業の承認の失効等に伴う届出） 第11条 第4条 <u>（第4号を除く。）</u>の規定は、部分休業について準用する。	（部分休業の承認の失効等に伴う届出） 第11条 第4条の規定は、部分休業について準用する。
---	---

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和7年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の神戸市交通局職員の育児休業等に関する規程第5条の2の第7項の規定の適用については、同項第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同項第2号中「10」とあるのは「5」とする。

神戸市教育委員会教育長告示第2号

令和7年10月26日（日）執行予定の神戸市長選挙及び神戸市議会議員補欠選挙（東灘区・北区）にかかる個人演説会場の公営施設設備の程度及び納付すべき費用の額等を次のとおり告示する。

令和7年10月2日

神戸市教育委員会
教育長 福本 靖

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度

(東灘区)

施設名	演説会場	面積 (㎡)	設 備 の 程 度										使用上の 留意事項	そ の 他		
			演 説 会 場											放送設備使 用可否	電話番号	
			照 明							聴衆席備付備品						
			400W	200W	100W	60W	40W	20W	スポット その他 500W～ 1000W	長椅子 4人用	椅子 1人用	弁士及び係 員控室				
1 東灘小学校	アリーナ	930	28								600	なし	土足厳禁	○		411-0556
2 本庄小学校	体育館	744	30		2					2	700	ミーティング室	土足厳禁	○		411-0339
3 本山南小学校	体育館	700	21							2	350	講堂控室	土足厳禁	○		452-0071
4 福池小学校	体育館	413	17							1	300	講堂控室	土足厳禁	○		452-5595
5 魚崎小学校	アリーナ	1100	40								600	なし	シート使用 土足厳禁	○		411-6196
6 本山第一小学校	多目的室	112					LED×12				80	なし	土足厳禁	○		411-1974
7 本山第二小学校	体育館	997					LED×40				450	開放教室	土足厳禁	○		431-1441
8 本山第三小学校	体育館	748	28		2					2	600	講堂控室	シート使用	○		411-0005
9 住吉小学校	体育館	1,029	40							4	800	講堂控室	土足厳禁	○		851-2887
10 御影小学校	体育館	459	28							2	600	開放管理室	シート使用	○		851-3673
11 渦が森小学校	多目的室	112						36			60	第一会議室	土足厳禁	○		851-3185
12 御影北小学校	アリーナ	1100			32						200	ランチルーム	土足厳禁	○		851-6809
13 六甲アイランド小学校	体育館	919	30							4	800	なし	シート使用 原状復帰	○		857-3121
14 向洋小学校	クラブハウス	90						28			100	低学年音楽室	土足厳禁		○	857-2450
15 本庄中学校	体育館	818	18	12	2						700	なし	シート使用 原状復帰	○		411-2261
16 魚崎中学校	体育館	447	18	12				24			500	会議室	土足厳禁	○		411-1631
17 本山南中学校	体育館	985	19		2						500	なし	シート使用 土足厳禁	○		412-2033
18 本山中学校	体育館	1,253	29	6						2	800	なし	シート使用	○		411-3742
19 住吉中学校	体育館	1,008	40								500	ミーティング室	シート使用 土足厳禁	○		851-3752
20 御影中学校	体育館	605	24					24			580	その他	シート使用 土足厳禁	○		841-2541
21 向洋中学校	多目的室	121						38			100	なし	土足可		○	857-2481
22 東灘のぞみ幼稚園	遊戯室	143						52		4	120	なし	土足厳禁	○		411-0667
23 魚崎幼稚園	遊戯室	150								20	70	保育室	土足厳禁	○		411-9647
24 御影幼稚園	遊戯室	193						32			130	なし	土足厳禁	○		851-2030
25 六甲アイランド高校	体育館	1,300	48		6						1,000	和室	シート使用 土足厳禁	○		858-4000
使用区分及び 納付区分	● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。（別添のとおり） ● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。															
その他	(1) <u>体育館などの場合、机や椅子が並べてあることがありますが、原状回復していただきます。</u> かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を 勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。 (2) ゴミは持ち帰っていただきます。 (3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。 (4) 控室備品（各校共通）／机、椅子 (5) 演壇備付備品（各校共通）／演壇、演卓、椅子 (6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。 (7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。 (8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。 (9) <u>受動喫煙防止のため、市立学校園においては敷地内禁煙を実施しております。</u>															

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度

(灘区)

施設名	演説会場	面積 (㎡)	設 備 の 程 度										そ の 他				
			演 説 会 場										使用上の 留意事項	放送設備 使用可否		電話番号	
			照 明							聴衆席備付備品							
			400W	200W	100W	60W	40W	20W	スポット その他 500W～ 1000W	長椅子 4人用	椅子 1人用	弁士及び係 員控室		可	不可		
1	成徳小学校	体育館	735	38								700	なし	土足厳禁	○		821-1001
2	高羽小学校	体育館	700	24						4		500	なし	シート使用	○		841-0541
3	鶴甲小学校	講堂	420	20								300	会議室	シート使用	○		821-0444
4	六甲山小学校	体育館	260		32							100	教室	土足厳禁	○		891-0328
5	西郷小学校	体育館	602	32								500	会議室	シート使用	○		861-2888
6	六甲小学校	多目的室	120					28				70	相談室	土足厳禁	○		881-1071
7	灘小学校	体育館	700	36								300	なし	土足厳禁	○		871-0481
8	西灘小学校	体育館	700	32		2				4		400	なし	シート使用	○		861-8851
9	灘の浜小学校	体育館	700	24								500	なし	土足厳禁	○		802-1750
10	稗田小学校	体育館	613	30						4		691	開放教室	土足厳禁	○		871-0721
11	美野丘小学校	体育館	340			35		70			4	350	なし	土足厳禁	○		871-1381
12	摩耶小学校	第1学習室	30					20				80	なし	土足厳禁		○	861-3172
13	福住小学校	体育館	540	35						4		600	なし	シート使用	○		861-2424
14	鷹匠中学校	武道場	300	LED×16								250	なし	シート使用	○		841-0041
15	烏帽子中学校	体育館	672	25	2			32		2		250	会議室	土足厳禁	○		851-5777
16	原田中学校	体育館	408	28				20				400	多目的室	土足厳禁	○		861-0431
17	長峰中学校	講堂	389		15		75			2		650	教室	シート使用 土足厳禁	○		861-3781
18	上野中学校	講堂	379	300 W × 24				32 W × 24		4		350	講堂控室	土足厳禁	○		871-9681
19	灘すずかけ幼稚園	遊戯室	100					32				50	保育室	土足厳禁	○		861-4550
20	灘さくら支援学校	多目的室	200		24							50	なし			○	802-1200
使用区分及び 納付区分		● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。（別添のとおり） ● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。															
その他		(1) 体育館などの場合、机や椅子が並べてありますが、原状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を 勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。 (2) ゴミは持ち帰っていただきます。 (3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。 (4) 控室備品（各校共通）／机、椅子 (5) 演壇備付備品（各校共通）／演壇、演卓、椅子 (6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。 (7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。 (8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。 (9) <u>受動喫煙防止のため、市立学校園においては敷地内禁煙を実施しております。</u>															

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度

(中央区)

施設名	演説会場	面積 (㎡)	設 備 の 程 度										そ の 他			
			演 説 会 場										使用上の 留意事項	放送設備 使用可否		電話番号
			照 明					聴衆席備付備品								
400W	200W	100W	60W	40W	20W	スポット その他 500W～ 1000W	長椅子 4人用	椅子 1人用	弁士及び 係員控室		可	不可				
上筒井小学校	体育館	540	26	4					4	500	なし	シート使用	○		241-1080	
なぎさ小学校	体育館	714	40						2		300	あり	土足厳禁	○		252-5611
宮本小学校	体育館	437	LED20個				ステージ 上16本		4基		500	スタディ ールーム	シート使用	○		221-1600
春日野小学校	講堂	280	300 W × 16								300	なし	シート使用	○		231-2461
春日野小学校	屋内運動場	645	18						4		350	なし	土足厳禁	○		231-2461
雲中小学校	ウイングルーム	120					30			6人用×12		なし	土足厳禁 原状復帰		○	231-3441
中央小学校	会議室	100					16				100	なし		○		231-2421
こうべ小学校	体育館	540	23								600	図書室	シート使用	○		221-2539
山の手小学校	体育館	941	28		2		16		56		600	あり	土足厳禁	○		341-8911
湊小学校	体育館	750	30						2		500	なし	土足厳禁	○		360-1200
港島学園（前期課程）	体育館	704	LED×42								700	図書室	原状復帰 シート使用	○		302-1661
筒井台中学校	武道場	270	15								100	なし	土足厳禁		○	241-3201
渚中学校	体育館	1,254	28						2		900	ステージ袖	土足厳禁	○		242-4501
葺合中学校	体育館	639	8				40	18	25		500	会議室	シート使用 土足厳禁	○		241-0444
布引中学校	体育館	315	20		3						500	講堂控室	土足厳禁	○		241-0010
神戸生田中学校	体育館	985	30		2				4		800	クラブハウス	土足厳禁	○		334-1850
湊翔楠中学校	体育館	1,000	36								750	会議室	土足厳禁	○		351-2152
港島学園（後期課程）	体育館	848	15	10							400	ステージ袖	原状復帰 シート使用	○		302-1771
あづま幼稚園	保育室	96					20					なし	土足厳禁		○	231-0015
神戸幼稚園	遊戯室	176					50				100	会議室	土足厳禁	○		331-4469
港島幼稚園	遊戯室	154				7	15	44	2	0	140	会議室	土足厳禁	○		302-3300
科学技術高校	体育館	1150		56					28		1,500	なし	土足厳禁 シート使用 原状復帰	○		272-9900
葺合高校	体育館	1200	48				18				1,000		土足厳禁	○		291-0771
摩耶兵庫高校	体育館	896	1 KW × 2 / 400 W × 20 / 360 W × 20 / 100 W × 54								600	なし	シート使用	○		360-1316
盲学校	体育館	708	700 W × 20 / 150 W × 4 / 40 W × 2						12		400	会議室	シート使用	○		360-1133
使用区分及び 納付区分	● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。（別添のとおり） ● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。															
その他	(1) 体育館などの場合、机や椅子が並べてあることがあります。原状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を 勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。 (2) ゴミは持ち帰っていただきます。 (3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。 (4) 控室備品（各校共通）／机、椅子 (5) 演壇備付備品（各校共通）／演壇、演卓、椅子 (6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。 (7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。 (8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。 (9) 受動喫煙防止のため、市立学校園においては敷地内禁煙を実施しております。															

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度

(兵庫区)

施設名	演説会場	面積 (㎡)	設 備 の 程 度										そ の 他				
			演 説 会 場										使用上の 留意事項	放送設備 使用可否		電話番号	
			照 明					聴衆席備付備品						可	不可		
			400W	200W	100W	60W	40W	20W	スポット その他 500W～ 1000W	長椅子 4人用	椅子 1人用	弁士及び 係員控室					
1	神戸祇園小学校	多目的ホール	160			7 0 W (LED) × 3 6						140	多目的室		○		511-2600
2	夢野の丘小学校	多目的ホール	160				20	12				100	会議室 3	土足厳禁	○		521-7430
3	会下山小学校	体育館	400	32						4		500	和室	シート使用	○		577-1501
4	兵庫大開小学校	体育館	475	24		4		16				800	なし	土足厳禁 シート使用	○		575-4773
5	水木小学校	体育館	588	36								450	すまいる教室	シート使用	○		575-8360
6	和田岬小学校	多目的室	117					16				50	図書室		○		671-1105
7	明親小学校	体育館	470	32								400	特別教室	シート使用	○		651-2855
8	浜山小学校	ミーティングルーム	160					18				50	図書室			○	651-3890
9	夢野中学校	武道場	500			6 8 W (LED) × 2 5							男女更衣室	土足厳禁 シート無し 体育館より 椅子200脚搬 入可		○	511-5555
10	湊川中学校	講堂	402			40						400	会議室			○	521-4874
11	兵庫中学校	体育館	580	300W×27			32W×32					400	小控室	上履き使用	○		577-0744
12	須佐野中学校	体育館	554	21						2		600	相談室	シート使用	○		671-4261
13	吉田中学校	体育館	768	28				24				650	相談室	土足厳禁	○		681-3545
14	兵庫くすのき幼稚園	遊戯室	138			24						150	準備室	土足厳禁	○		575-4774
使用区分及び 納付区分		● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。（別添のとおり） ● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。															
その他		(1) 体育館などの場合、机や椅子が並べてあることがあります。原状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を 勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。 (2) ゴミは持ち帰っていただきます。 (3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。 (4) 控室備品（各校共通）／机、椅子 (5) 演壇備付備品（各校共通）／演壇、演卓、椅子 (6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。 (7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。 (8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。 (9) 受動喫煙防止のため、市立学校園においては敷地内禁煙を実施しております。															

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度

(北区)

	施設名	演説会場	面積 (㎡)	設 備 の 程 度									そ の 他				
				演 説 会 場									使用上の 留意事項	放送設備 使用可否		電話番号	
				照 明						聴衆席備付備品				可	不可		
				400W	200W	100W	60W	40W	20W	スポット その他 500W～ 1000W	長椅子 4人用	椅子 1人用					弁士及び 係員控室
1	有馬小学校	講堂	767				50			6		400	講堂控室	土足厳禁 シート使用	○		904-0170
2	有野小学校	多目的室	368		25								図書室	土足厳禁	○		981-5341
3	藤原台小学校	体育館	920	28								700	家庭科室	土足厳禁 原状復帰	○		982-5880
4	西山小学校	視聴覚室	130					26				60	相談室	シート使用 土足厳禁	○		952-1800
5	ありの台小学校	災害避難室	120					16				80	なし	土足厳禁	○		981-5111
6	唐櫃小学校	多目的室	100	8								60	会議室	土足厳禁		○	981-5926
7	大池小学校	ふれあいルーム	130					30				90	なし	土足厳禁	○		581-8032
8	花山小学校	ふれあいルーム	112					32				70	なし	土足厳禁	○		583-1120
9	谷上小学校	講堂	360	21	8	2				12		150	なし	シート使用	○		581-3351
10	箕谷小学校	体育館	450	24								300	クラブハウス	シート使用 土足厳禁	○		581-8030
11	桂木小学校	低学年 多目的室	150					12					ミーティングルーム	原状復帰		○	582-4001
12	広陵小学校	体育館	504	35			24			10		400	管理室	シート使用	○		583-0191
13	筑紫が丘小学校	多目的ホール	162					40				80	クラブハウス	土足可	○		581-1006
14	桜の宮小学校	体育館	350	12		24				2		350	会議室	シート使用	○		591-1009
15	甲緑小学校	あじさいルーム	112						24			32	家庭科室	土足厳禁	○		581-1221
16	山田小学校	体育館	675		20	11		24				200	クラブハウス	シート使用 土足厳禁	○		581-0055
17	小部東小学校	体育館	486		22							400	なし	土足厳禁 原状復帰	○		592-0086
18	小部小学校	相談室	50					14				30	なし	原状復帰		○	591-1761
19	泉台小学校	多目的室	220					30				20	なし	土足厳禁		○	593-7771
20	鈴蘭台小学校	体育館	714	18	12					4		500	なし	土足厳禁	○		592-8181
21	北五葉小学校	体育館	330	20	2			24		9		450	講堂控室	土足厳禁 原状復帰	○		591-1196
22	南五葉小学校	クラブハウス	50	32W×24								24	なし	土足厳禁		○	591-1314
23	君影小学校	体育館	440	18	4	12				9		300	会議室	土足厳禁	○		592-0059
24	星和台小学校	体育館	486	10	10					2		600	なし	土足厳禁	○		593-8200
25	ひよどり台小学校	体育館	500			25				2		500	相談室	シート使用	○		743-0062
26	藍那小学校	体育室	255	22				8		6		100	理科室	土足厳禁	○		591-0367
27	道場小学校	体育館	700	30		2				2		300	体育館控室	シート使用 土足厳禁	○		985-4016
28	長尾小学校	アリーナ	660	12	4		20	0				500	クラブハウス	シート使用	○		986-2074
29	鹿の子台小学校	体育館	672	30						4		600	図書室	シート使用 土足厳禁	○		952-1720
30	好徳小学校	体育館	432							25		150	クラブハウス	シート使用	○		958-0004
31	淡河小学校	体育館	306					20		29		200	なし	土足厳禁	○		959-0113
32	有馬中学校	体育館	985	28				32		4		400	相談室	土足厳禁	○		981-5101
33	有野中学校	体育館	700	24		2				2		650	なし	シート使用 原状復帰	○		982-2700
34	有野北中学校	体育館	924	40	8			10		2		800	ミーティングルーム	シート使用 原状復帰	○		987-3057
35	唐櫃中学校	体育室	486	14	14							300	教室	シート使用 土足厳禁	○		982-6461
36	大池中学校	体育館	510	20					10	2		400	なし	土足厳禁	○		581-8034
37	山田中学校	体育館	945		48							800	教室	土足厳禁	○		581-1068
38	広陵中学校	体育館	1,008	36								1,000	会議室	シート使用	○		583-1313
39	桜の宮中学校	体育館	605	LED×30						12		600	図書館	土足厳禁	○		593-8001
40	小部中学校	体育館	540	30		1						450	なし	シート使用 原状復帰	○		592-1177
41	大原中学校	体育館	918		24					3		800	会議室	シート使用 土足厳禁	○		581-6661
42	鈴蘭台中学校	体育館	441	25				5		5		300	研修室Ⅱ	シート使用	○		591-4521
43	星和台中学校	体育館	519	18						2		500	なし	土足厳禁	○		593-8400
44	鶴台中学校	体育館	459	30								600	PC室	土足厳禁	○		743-0072
45	北神戸中学校	体育館	792						37			330	カウンセリングルーム	土足厳禁	○		951-0821

令和7年10月14日 神戸市公報第3932号

46	八多学園（後期課程）	体育館	340	18					12		200	ミーティングルーム	シート使用 土足厳禁	○		982-0049
47	大沢中学校	体育館	679			2	20		28		240	なし	土足厳禁	○		954-0142
48	淡河中学校	体育館	320	500 W × 20							150	相談室	シート使用 土足厳禁	○		958-0301
49	有野幼稚園	遊戯室	150					30			110	保育室	土足厳禁	○		981-5109
50	からと幼稚園	遊戯室	130					36		8	16	保育室	土足厳禁	○		981-5317
51	やまびこ幼稚園	遊戯室	128					24			100	保育室	土足厳禁	○		583-1080
52	長尾幼稚園	遊戯室	90					45			130	保育室	土足厳禁	○		986-4123
使用区分及び 納付区分		● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。（別添のとおり） ● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。														
その他		(1) 体育館などの場合、机や椅子が並べてありますが、<u>原状回復していただきます。</u>かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を 勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。 (2) ゴミは持ち帰っていただきます。 (3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。 (4) 控室備品（各校共通） /机、椅子 (5) 演壇備付備品（各校共通） /演壇、演卓、椅子 (6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。 (7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。 (8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。 (9) <u>受動喫煙防止のため、市立学校園においては敷地内禁煙を実施しております。</u>														

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度

(長田区)

施設名	演説会場	面積 (㎡)	設 備 の 程 度										そ の 他			
			演 説 会 場										使用上の 留意事項	放送設備 使用可否		電話番号
			照 明					聴衆席備付備品						可	不可	
			400W	200W	100W	60W	40W	20W	スポット その他 500W～ 1000W	長椅子 4人用	椅子 1人用	弁士及び係 員控室				
室内小学校	多目的室	176					15				45	なし	土足厳禁	○		691-0917
名倉小学校	多目的室	210					16				100	なし	土足厳禁		○	691-6181
丸山ひばり小学校	アリーナ	600	30						2		500	会議室	土足厳禁	○		691-8552
宮川小学校	体育館	300		20			16	2			400	なし	土足厳禁	○		631-2721
池田小学校	体育館	567	35						2		400	なし	土足厳禁	○		691-1661
蓮池小学校	体育館	490	37		9						400	なし	土足厳禁	○		691-4215
長田小学校	講堂	334							31		280	講堂控室	土足厳禁	○		631-2731
五位の池小学校	講堂	340					104	15		0	170	相談室	シート使用		○	631-2741
御蔵小学校	体育館	700	21		12				10		250	その他	シート使用 土足厳禁	○		575-2226
真野小学校	体育館	300	24				16		6		300	クラブハウス	土足厳禁 半面のみ使用可	○		671-0190
長田南小学校	体育館	380									300		土足厳禁	○		691-1702
真陽小学校	体育館	467	21		9		30	6			300	クラブハウス	土足厳禁	○		611-0456
駒ケ林小学校	クラブハウス ※開放運営委員 会から使用承諾	65					18				40	なし	土足厳禁	○		731-7061
雲雀丘中学校	体育館	552	12		2				6		550	会議室	土足厳禁	○		631-8748
丸山中学校	体育館	967		34					2		700	なし	シート使用	○		691-0005
西代中学校	武道館	337					80				50	なし	土足厳禁		○	691-1521
高取台中学校	体育館	473	24		22						550	教室	土足厳禁	○		611-6325
長田中学校	体育館	700	32		2				3		800	Mロビー	シート使用	○		671-3757
駒ケ林中学校	体育館	540	21						23		300	視聴覚室	シート使用	○		611-0082
使用区分及び 納付区分	● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。（別添のとおり） ● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。															
その他	(1) 体育館などの場合、机や椅子が並べてありますが、原状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を 勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。 (2) ゴミは持ち帰っていただきます。 (3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。 (4) 控室備品（各校共通）／机、椅子 (5) 演壇備付備品（各校共通）／演壇、演卓、椅子 (6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。 (7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。 (8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。 (9) 受動喫煙防止のため、市立学校園においては敷地内禁煙を実施しております。															

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度

(須磨区)

施設名	演説会場	面積 (㎡)	設 備 の 程 度										使用上の 留意事項	そ の 他		
			演 説 会 場											放送設備 使用可否	電話番号	
			照 明					聴衆席備付備品								
400W	200W	100W	60W	40W	20W	スポッ トその 他 500W～ 1000W	長椅子 4人用	椅子 1人用	弁士及び 係員控室	可	不可					
だいち小学校	アリーナ	750	18	12			2			500	ミーティング室	土足厳禁	○		739-1502	
若宮小学校	体育館	560	28				20			600	図工室	土足厳禁	○		731-0007	
西須磨小学校	クラブハウス	100					9			60	会議室	土足厳禁 原状復帰	ポータブルマイク可		731-0295	
北須磨小学校	講堂	660	9				30			300	クラブハウス	土足厳禁	○		731-8149	
高倉台小学校	多目的室	100					18			100	相談室	土足厳禁	○		734-1766	
多井畑小学校	多目的室	250					48			100	会議室	土足厳禁	○		792-0450	
板宿小学校	体育館	540	24							400	多目的室	土足厳禁	○		732-4055	
東須磨小学校	体育館	570	20						2	600	開放教室	土足厳禁	○		731-0448	
若草小学校	体育館	507							24	400	クラブハウス	土足厳禁	○		743-7311	
妙法寺小学校	講堂	325		18					4	500	講堂控室	シート使用 土足厳禁	○		741-2559	
横尾小学校	多目的室	157					40			50	なし	土足厳禁	○		743-4511	
白川小学校	体育館	592	20						4	400	講堂控室	シート使用	○		792-2619	
神の谷小学校	活動室	112			24					30	スポーツクラブハウス	土足厳禁	○		791-8277	
松尾小学校	多目的室	120	14(LED)							40	まつのん会会議室	土足厳禁	ポータブルマイク可		791-8422	
東落合小学校	体育館	490	500 W × 21							600	その他	土足厳禁	○		793-1844	
花谷小学校	体育館	459							40	500	クラブハウス	シート使用	○		791-8272	
南落合小学校	体育館	458	21	14	9		16		4	600	多目的室	シート使用	○		792-5244	
西落合小学校	体育館	504	21				24		22	500	クラブハウス	土足厳禁	○		792-5556	
竜が台小学校	クラブルーム	85	0				9(LED)		0	70	サポートルーム	土足厳禁	○		793-1833	
菅の台小学校	クラブハウス ※開放運営委員会から使用承諾	87	LED×11							46	市民図書室	シート使用 土足厳禁		○	791-0233	
太田中学校	体育館	400	350 W × 1 / 300W × 20 / 250 W × 4					16		500	舞台袖	土足厳禁	○		732-0854	
鷹取中学校	体育館	1,008	20							500	会議室	土足厳禁	○		731-0066	
飛松中学校	格技室	256					108		5	100	なし	土足厳禁	携帯アンブ可		731-9494	
高倉中学校	体育館	510	23						8	500	会議室	土足厳禁 原状復帰	○		733-1140	
横尾中学校	体育館	580	25							500	会議室	シート使用	○		743-7322	
友が丘中学校	体育館	580	30							600	図書室	シート使用 土足厳禁	○		792-5567	
東落合中学校	体育館	769	30		2		12	8	9	700	会議室	土足厳禁	○		792-5558	
須磨北中学校	体育館	558	20	2					4	800	図書室	シート使用 控室土足厳禁	○		741-6465	
白川台中学校	体育館	473	15		4		24			600	ミーティングルーム	シート使用 原状復帰	○		792-5711	
西落合中学校	体育館	450		24					2	650	会議室	土足厳禁	○		791-8444	
竜が台中学校	体育館	400		30			24	6	2	2	400	心の相談室	シート使用 土足厳禁 原状復帰	○		791-0762
名谷きぼうの丘幼稚園	遊戯室	114					24			150	なし	土足厳禁	○		793-1866	
須磨翔風高校	体育館	1,200	300 W × 56							1,000	あり	シート使用	○		798-4155	
青陽須磨支援学校	体育館	885	300 W × 32				32 W × 28			400	あり	土足厳禁	○		793-1006	
使用区分及び 納付区分	● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。（別添のとおり） ● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。															
その他	(1) 体育館などの場合、机や椅子が並べてあることがあります。原状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を 勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。 (2) ゴミは持ち帰っていただきます。 (3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。 (4) 控室備品（各校共通）／机、椅子 (5) 演壇備付備品（各校共通）／演壇、演卓、椅子 (6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。 (7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。 (8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。 (9) <u>受動喫煙防止のため、市立学校園においては敷地内禁煙を実施しております。</u>															

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度

(垂水区)

	施設名	演説会場	面積 (㎡)	設 備 の 程 度										使用上の 留意事項	そ の 他		
				演 説 会 場							聴衆席備付備品				放送設備 使用可否	電話番号	
				400W	200W	100W	60W	40W	20W	スポット その他 500W～ 1000W	長椅子 4人用	椅子 1人用	弁士及び係 員控室				
1	塩屋北小学校	体育館	576	LED×35						14		400	体育館控室	シート使用 土足厳禁	○		752-7575
2	下畑台小学校	体育館	504	21	23		24			9		600	ステージ袖	シート使用	○		752-6780
3	つつじが丘小学校	多目的室	135					32		3		50	なし	土足厳禁	○		709-7751
4	塩屋小学校	開放教室	100			12			2			50	なし	土足厳禁		○	751-4400
5	乙木小学校	体育館	680	24		2		10		0		600	なし	シート使用	○		752-4205
6	東垂水小学校	会議室	60					20				40	なし	シート使用		○	751-2623
7	名谷小学校	図書室	80		LED×24							40	なし	原状復帰		○	707-2481
8	福田小学校	図書室	80				30					50	なし	シート使用 土足厳禁	○		753-3515
9	高丸小学校	体育館	704	40								400	ｸﾗﾌﾞﾊｳｽ	土足厳禁	○		707-8877
10	千鳥が丘小学校	講堂	310			20		26		9		250	なし	車椅子不可	○		709-1655
11	千代が丘小学校	多目的室	100					12	4		0	42	図工室	土足厳禁 原状復帰	ボ- ータ ブル マイ ク 可		708-8801
12	垂水小学校	体育館	782	40								500	施設開放室	土足厳禁	○		707-6006
13	霞ヶ丘小学校	多目的室	85					25				60	ｸﾗﾌﾞﾊｳｽ2	土足厳禁	○		706-0156
14	東舞子小学校	体育館	378	20								500	音楽室	土足厳禁 シート使用	○		782-2712
15	舞子小学校	体育館	670	12	18			28	14	6		800	その他	シート使用	○		782-2332
16	西舞子小学校	ランチルーム	100		LED×13						4	50	クラブハウス	土足厳禁 上履き持参	○		781-0004
17	西脇小学校	体育館	600							41		400	なし	シート使用 土足厳禁	○		781-9531
18	多聞東小学校	体育館	700	24				48				350	ステージ袖	土足厳禁	○		783-5868
19	小東山小学校	多目的室	135					40					なし	土足厳禁 原状復帰		○	784-2656
20	舞多聞小学校	アリーナ	932	36	4			12		2		700	ステージ袖	土足厳禁 シート使用	○		787-3700
21	多聞台小学校	講堂	340	23						2		400	クラブハウス	土足厳禁 原状復帰	○		782-0375
22	神陵台小学校	ランチルーム	138					28				90	なし	中心に柱有り 土足厳禁	○		781-3843
23	多聞の丘小学校	体育館	960		LED×24 (135W)			LED×14 (25W)				400	ステージ袖	シート使用	○		784-4477
24	桃山台中学校	体育館	700	18						2		700	なし	シート使用 土足厳禁	○		752-1201
25	塩屋中学校	体育館	787	24								700	多目的室	土足厳禁	○		753-2271
26	垂水東中学校	体育館	940	28						4		790	体育館袖	シート使用	○		751-6139
27	福田中学校	体育館	600	18			24			14		600	多目的室	シート使用 土足厳禁	○		708-1670
28	垂水中学校	体育館	525					78		11		800	会議室	シート使用 土足厳禁	○		707-6363
29	歌敷山中学校	体育館	600			24						700	会議室	シート使用 土足厳禁	○		707-8864
30	星陵台中学校	体育館	1,008		35	4		35				700	武道場	シート使用 土足厳禁	○		709-8810
31	多聞東中学校	体育館	594	34		12						520	体育館控室	シート使用	○		783-5888
32	本多聞中学校	体育館	810			21						500	なし	シート使用	○		784-6310
33	舞子中学校	体育館	459	20			16			4		300	講堂控室	シート使用 土足厳禁	○		781-0001
34	神陵台中学校	体育館	455	19						18		500	講堂控室	シート使用	○		781-0700
35	青山台こばと幼稚園	遊戯室	150					42				152	なし	土足厳禁	○		752-0700
36	たるみ幼稚園	遊戯室	155					16				80	なし	土足厳禁	○		704-5114
37	小東山幼稚園	遊戯室	139					30				90	なし	土足厳禁	○		784-2660
	使用区分及び 納付区分	● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。(別添のとおり) ● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。															
	その他	(1) 体育館などの場合、机や椅子が並べてあることがあります。原状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を 勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。 (2) ゴミは持ち帰っていただきます。 (3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。 (4) 控室備品(各校共通) / 机、椅子 (5) 演壇備付備品(各校共通) / 演壇、演卓、椅子 (6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。 (7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。 (8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。 (9) 受動喫煙防止のため、市立学校園においては敷地内禁煙を実施しております。															

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度

(西区)

施設名	演説会場	面積 (㎡)	設 備 の 程 度										そ の 他				
			演 説 会 場							聴衆席備付備品			使用上の 留意事項	放送設備 使用可否		電話番号	
			400W	200W	100W	60W	40W	20W	スポット その他 500W～ 1000W					可	不可		
									長椅子 4人用	椅子 1人用	弁士及び 係員控室						
1 東町小学校	多目的室	240			4		26				80	図書室	土足厳禁		○	794-4000	
2 小寺小学校	クラブハウス ※開放運営委 員会から使用 承諾	125			10		4				40	自習室	土足厳禁		○	791-2950	
3 長坂小学校	体育館	699		24					6		300	なし	土足厳禁	○		974-2333	
4 有瀬小学校	多目的室	100					36				50	なし	土足厳禁 原状復帰		○	974-2709	
5 太山寺小学校	体育館	660	28								300	ミーティングルーム	土足厳禁	○		974-0007	
6 井吹東小学校	体育館	942	30				16		4		800	なし	土足厳禁	○		997-0820	
7 井吹の丘小学校	体育館	810		36					2		700	いぶきの丘ハウス	シート使用	○		990-5533	
8 井吹西小学校	体育館	970		2					27		700	体育館控室	シート使用	○		997-0114	
9 伊川谷小学校	体育館	800	28						4		700	なし	土足厳禁	○		974-0006	
10 樋谷小学校	図書室	88		LED×15							40	図工室	土足厳禁 原状復帰	○		991-0004	
11 靴台小学校	体育館	750		LED×35						16	600	更衣室	土足厳禁	○		991-1635	
12 狩場台小学校	図書室	80					32				60	多目的室	土足厳禁		○	991-3415	
13 竹の台小学校	集会室	209					31				100	カウンセリ ングルーム	シート使用 土足厳禁	○		991-4471	
14 榎野台小学校	体育館	742	LEDに改修済み								600	体育館控室	シート使用	○		992-2500	
15 木津小学校	体育館	632	28								400	なし	土足厳禁	○		994-0003	
16 桜が丘小学校	体育館	630	18				12		4		400	多目的室	シート使用	○		994-8010	
17 押部谷小学校	体育館	444			24(LED)				10		200	図書室	シート使用	○		994-0002	
18 月が丘小学校	体育館	850	23(LED)		2(LED)				4(LED)		400	なし	土足厳禁	○		995-3171	
19 北山小学校	視聴覚室	96					24				40	なし	土足厳禁		○	994-8020	
20 高和小学校	体育館	794		24					4		350	なし	土足厳禁	○		994-0004	
21 高津橋小学校	図書館	120					18				40	にじいろ ルーム	土足厳禁 原状復帰	○		917-6501	
22 玉津第一小学校	体育館	800	20						2		600	クラブハウス	土足厳禁 原状復帰	○		928-3790	
23 枝吉小学校	クラブハウス ※開放運営委 員会から使用 承諾	96					24				90	クラブハウス	土足厳禁	○		928-0880	
24 出合小学校	体育館	739	18						4		600	クラブハウス	土足厳禁	○		928-5516	
25 美賀多台小学校	体育館	800							32		500	クラブハウス	シート使用 土足厳禁	○		991-7659	
26 春日台小学校	体育館	504	21		2	15	12		23		200	なし	シート使用 土足厳禁	○		961-0251	
27 平野小学校	体育館	672	24	2							450	会議室	シート使用 原状復帰	○		961-0011	
28 神出小学校	多目的室	80					24				60	図書室	土足厳禁		○	965-0006	
29 岩岡小学校	体育館	504	21						16		400	会議室	シート使用 土足厳禁	○		967-0013	
30 太山寺中学校	体育館	759	22		2						800	図書室	土足厳禁	○		791-7090	
31 長坂中学校	体育館	820	36								800	会議室	シート使用	○		974-3830	
32 井吹台中学校	体育館	1,222	28		8				4		800	小会議室	シート使用	○		997-0850	
33 伊川谷中学校	体育館	540	18						12		700	相談室	シート使用	○		974-0005	
34 樋谷中学校	体育館	759	22								700	本会議室	土足厳禁	○		991-0026	
35 桜が丘中学校	体育館	792	18	12	12		2		9		700	武勇館	土足厳禁	○		994-8822	
36 押部谷中学校	体育館	550	22	1	1						600	なし	シート使用	○		994-0013	
37 玉津中学校	体育館	648	30	2				15			700	相談室	土足厳禁	○		918-2266	
38 王塚台中学校	体育館	450	30								500	教室	土足厳禁	○		928-1277	
39 平野中学校	体育館	562	10	22	2				12		740	図書室	シート使用	○		961-0058	
40 西神中学校	体育館	1,239	24		30				6		800	会議室	シート使用	○		992-2700	
41 神出中学校	体育館	800	14	14							400	なし	シート使用	○		965-0025	
42 岩岡中学校	体育館	864					34				450	なし	シート使用 土足厳禁	○		967-0016	
43 いかわ幼稚園	遊戯室	130					18				100	園長室	土足厳禁	○		974-0022	
44 おしんべ幼稚園	遊戯室	118					24				80	保育室	土足厳禁	○		994-0279	
45 たまつ幼稚園	体育館	919							36		100	なし	土足厳禁	○		928-4724	
46 玉津第二幼稚園	遊戯室	211					40				70	3階第二 研究室	土足厳禁	○		912-5771	
47 岩岡幼稚園	遊戯室	155					46				100	保育室	土足厳禁	○		967-1531	
使用区分及び納付区分 ● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。(別添のとおり) ● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。																	
その他 (1) 体育館などの場合、机や椅子が並べてあることがありますが、原状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を 勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。 (2) ゴミは持ち帰っていただきます。 (3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。 (4) 控室備品(各校共通) /机、椅子 (5) 演壇備付備品(各校共通) /演壇、演卓、椅子 (6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。 (7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。 (8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。 (9) 受動喫煙防止のため、市立学校園においては敷地内禁煙を実施しております。																	

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度

施設名	演説会場	面積 (㎡)	設 備 の 程 度										使用上の 留意事項	そ の 他		
			演 説 会 場											放送設備 使用可否	電話番号	
			照 明					聴衆席備付備品								
			400W	200W	100W	60W	40W	20W	スポッ トその 他 500W～ 1000W	長椅子 4人用	椅子 1人用	弁士及び 係員控室		可	不可	
青陽灘高等支援学校	(使用不可/管理上不適切)															871-1800
神戸工科高校	科学技術高校と共用のため昼間・夜間共に使用不可															272-9955
神港橋高校	学校の事情で全日使用不可															579-3650
楠高校	湊川中と共用（楠高校は夜間定時制課程）															521-4700
友生支援学校	(使用不可/管理上不適切)															576-6120
八多学園（前期課程）	八多学園（後期課程）と共用															982-0048
大沢小学校	大沢中と共用															954-0310
山田幼稚園	山田小と共用															581-0321
道場幼稚園	道場小と共用															985-2674
大沢幼稚園	大沢小と共用															954-0332
淡河好徳幼稚園	淡河小と共用															959-0112
太山寺幼稚園	太山寺小と共用															974-0021
檀谷幼稚園	檀谷小と共用															991-0331
平野幼稚園	平野小と共用															961-2011
いぶき明生支援学校	(使用不可/管理上不適切)															997-6311
使用区分及び 納付区分	● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。（別添のとおり） ● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。															
その他	(1) 体育館などの場合、机や椅子が並べてあることがありますが、 <u>原状回復していただきます</u> 。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を 勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。 (2) ゴミは持ち帰っていただきます。 (3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。 (4) 控室備品（各校共通） /机、椅子 (5) 演壇備付備品（各校共通） /演壇、演卓、椅子 (6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。 (7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。 (8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。 (9) <u>受動喫煙防止のため、市立学校園においては敷地内禁煙を実施しております。</u>															

各施設の区分及び使用料（市立学校園）

（単位：円）

使用区分			使用時間		午 前	午 後	夜 間	午 前後	午 後間	終 日
			〔 9 時 ～ 13 時 〕	〔 13 時 ～ 17 時 〕	〔 17 時 ～ 21 時 〕	〔 9 時 ～ 17 時 〕	〔 13 時 ～ 21 時 〕	〔 9 時 ～ 21 時 〕		
講 堂	高等学校	平 日	3,000	3,800	6,000	6,800	9,800	12,800		
		土曜日、日曜日、 祝日	4,000	5,000	6,000	9,000	11,000	15,000		
	その他	平 日	2,300	3,000	5,000	5,300	8,000	10,300		
		土曜日、日曜日、 祝日	3,000	4,000	5,000	7,000	9,000	12,000		
体育館		平 日	2,300	3,000	5,000	5,300	8,000	10,300		
		土曜日、日曜日、 祝日	3,000	4,000	5,000	7,000	9,000	12,000		
家庭科教室 多目的教室		平 日	1,400	1,800	3,000	3,200	4,800	6,200		
		土曜日、日曜日、 祝日	1,800	2,400	3,000	4,200	5,400	7,200		
普通教室		平 日	500	600	1,000	1,100	1,600	2,100		
		土曜日、日曜日、 祝日	600	800	1,000	1,400	1,800	2,400		
校 庭	高等学校	平 日	1,800	1,800	3,600	3,600	5,400	7,200		
		土曜日、日曜日、 祝日	2,400	2,400	3,600	4,800	6,000	8,400		
	その他	平 日	1,500	1,500	3,000	3,000	4,500	6,000		
		土曜日、日曜日、 祝日	2,000	2,000	3,000	4,000	5,000	7,000		